北央信用組合　行動計画

当組合は、次世代育成支援対策推進法に基づき、下記行動計画を策定し取組んでまいります。

１．計画期間

令和７年４月１日から令和 12 年３月 31 日までの５年間

２．目 標

目 標

１．男性の平均育児休業取得率を 30%以上とする
２．フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働合計時間数を平均 10 時間未満にする

３．取組内容

雇用環境の整備に関する事項

（1）妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- 男性の子育て目的の休暇取得促進
- 育児休業制度や短時間勤務制度を利用しやすく、育児休業後に職場取得しやすい環境の整備
- 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

（2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- 所定外労働削減のための措置の実施
- 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

３．対策

職員に対して制度の活用・内容周知、制度見直しを進めて次世代育成のための取組みを進めてまいります。

北央信用組合